

※該当する□にチェックを入れてください。

陳 述 書 (買受申出人(個人)本人用)			
鹿児島市長 様			
公売財産	令和7年12月1日 告示第 号	売却区分番号	
陳 述	☐	私は、暴力団員ではありません。	
	☐	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒
		(フリガナ)	
		氏 名	
		性 別	☐ 男性 ☐ 女性
		生年月日	年 月 日

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。
また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、性別及び生年月日は、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。
(地方税法(昭和25年法律第226号)第334条、第335条、第376条その他の規定による。)

※該当する□にチェックを入れてください。

陳 述 書 (買受申出人(個人)法定代理人用)			
鹿児島市長 様			
公売財産	令和7年12月1日 告示第 号	売却区分番号	
陳 述	☐	本人は、暴力団員ではありません。	
	☐	本人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒
		(フリガナ)	
		氏 名	
		性 別	☐ 男性 ☐ 女性
		生年月日	年 月 日
	代理人	氏 名	

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人で法定代理人(未成年者の親権者など)がある場合のものです。法定代理人が複数いる場合には、法定代理人全員の記名押印が必要です。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、代理権を証する文書を添付したうえで入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、性別及び生年月日は、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。
(地方税法(昭和25年法律第226号)第334条、第335条、第376条その他の規定による。)

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
鹿児島市長 様			
公売財産	令和7年12月1日 告示第 号	売却区分番号	
陳述	☐	当法人(その役員)は、暴力団員ではありません。	
	☐	当法人(その役員)は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒
		法人の名称(商号)	
		(フリガナ)	
		代表者職氏名	
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、入札に先立って必ず提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 法人の所在地、名称(商号)及び代表者職氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記入してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。(地方税法(昭和25年法律第226号)第334条、第335条、第376条その他の規定による。)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項		
1 □代表者	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
2	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
3	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日
4	住 所	〒
	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	生年月日	年 月 日

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の氏名、住所、性別及び生年月日などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。